

道路占用料等改定額一覧表（令和８年７月１日より）

南部町では道路法施行令の一部改正に準じ南部町道路占用料等徴収条例の一部改正を行いました。
改定額は以下のとおりです。

- 改正内容 占用料の額の改定（南部町道路占用料等徴収条例第２条）
- 施行期日 令和８年７月１日
- 占用料単価比較
別表（第２条関係）

占有物件		単位	占用料	
			改正前	改正後
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	430円	<u>530円</u>
	第2種電柱		670円	<u>810円</u>
	第3種電柱		900円	<u>1,100円</u>
	第1種電話柱		390円	<u>470円</u>
	第2種電話柱		620円	<u>750円</u>
	第3種電話柱		850円	<u>1,000円</u>
	その他の柱類		39円	<u>47円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	4円	<u>5円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		2円	<u>3円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380円	<u>460円</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル につき1年	230円	<u>280円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	780円	<u>940円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330円	<u>390円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル につき1年	590円	<u>580円</u>
	その他のもの	占有面積1平方メートル につき1年	780円	<u>940円</u>
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	16円	<u>20円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの		23円	<u>28円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの		35円	<u>42円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		47円	<u>56円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル 未満のもの		70円	<u>85円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル 未満のもの		93円	<u>110円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル 未満のもの		160円	<u>200円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル 未満のもの		230円	<u>280円</u>
	外径が1メートル以上のもの		470円	<u>560円</u>

占有物件				単位	占有料	
					改正前	改正後
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2円	3円
			その他のもの		8円	9円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	620円	750円
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	390円	470円
	地下に設けるもの		230円		280円	
	その他のもの				780円	940円
	法第32条第1項第4号に掲げる施設				780円	940円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		290円		290円	
	地下に設ける通路		180円		180円	
	その他のもの		780円		940円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占有面積1平方メートルにつき1日	6円	6円
	その他のもの			占有面積1平方メートルにつき1月	59円	58円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	59円	58円
		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年	590円	580円
		標識			1本につき1年	620円

占用物件			単位	占用料	
				改正前	改正後
道 路 法 施 行 令 (昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6円	6円
		その他のもの	1本につき1月	59円	58円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6円	6円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59円	58円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590円	580円
		その他のもの		290円	290円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	780円	940円
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	59円	58円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				78円	94円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.026を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額

占有物件		単位	占有料	
			改正前	改正後
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.026を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第14号及び第15号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連絡路付属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表するものとする。
- 6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。